

第十三回国会 衆議院 文部委員会地方行政委員会連合審査会議録第二号

昭和二十七年五月二十六日(月曜日)
午前十一時二十一分開議

出席委員

文部委員会

委員長 竹尾 式君

理事 岡田正三郎君 理事 甲木 保君

理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君

理事 松本 七郎君

首藤 新八君

渡部 義通君

浦口 鉄男君

地方行政委員会

委員長 金光 義邦君

理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君

理事 門司 亮君 理事 床次 徳二君

池見 茂隆君

佐藤 親弘君

鈴木 幹雄君

立花 敏男君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清麿君

出席政府委員

總理府事務官

(地方財政委員)

萩田 保君

地方財政委員

上原 六郎君

地方財政委員

田中 義男君

文部事務官

(初等中等教育局長)

奥野 誠亮君

文部事務官

(初等中等教育局長)

内藤三郎君

文部専門員

石井 易君

文部専門員 横田重左衛門君
地方行政専門員 有松 昇君
地方行政専門員 長橋 茂男君

本日の会議に付した事件
義務教育費国庫負担法案(竹尾式君
外十四名提出、衆法第四〇号)

○竹尾委員長 これより文部地方両委員会の連合審査会を開会いたします。
義務教育費国庫負担法案を議題とし、前会に引続き、通告順により質疑をお許しいたします。立花敏男君。

○立花委員 問題のこまかい点はあとに譲るとしまして、根本的な問題を聞いておきたいと思ひます。

この法案をお出しになりました根本的な趣意として、どういふことを考へておられるのか。平衡交付金制度による教育費の負担とこの法案との差異を、どういふようにお考えになつておられるのか、これを承つておきたいと思ひます。私どもの従来の平衡交付金制度に対する不満は、平衡交付金というものが、その名前のごとく、決して地方の財政の困難、赤字を埋め盡す、平衡交付金というところにあつたのではなく、実は地方の貧困を平均化する、かえつて平衡交付金によりまして、地方の財政の困難が一般的、全国的に平均化されたという結果になつてゐるのではないか。そこに大きな問題がありまして、六・三制の困難にいたしましても、平衡交付金によつてそれが克服されたのではなしに、六・三制の困難

そのものが平均化されたにすぎない、ここに私は問題があると思ふ。この根本的な問題が、平衡交付金制度による負担から、この義務教育費国庫負担法による負担に切りかえられて、はたして克服されるかどうか、この問題が残つてゐると思ふ。いくら建前はかわりまして、法律がかわりまして、真に地方の財政を確立し、地方の困難を克服するといふ基本的な考え方にかわりがなければ、法律がかわりまして、同じく根本的な問題は残つて行くのではないか。やはり国の軍事予算が優先し、法律で定められました平衡交付金制度による交付が確保されないというふうな本質的な問題が解決されない限りは、いくら国庫負担法ができたとしても、やはりその本質は平衡交付金の場合と同じでありまして、困難は残つて行く、六・三制の破壊は残つて行くのではないかと思ひます。この問題についてはこの義務教育費国庫負担法に改めますならば、根本的な問題は解決されるという点を、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○若林委員 御質問で要望せられておられるお気持は、よくわかるのであります。が、本法案自体直接根本的にそれを満たす法案にはなつておりません。現在の地方財政平衡交付金を配分いたしました精神は、尊重するつもりで盛られておるわけでありまして、ただ間接に、教育費が国庫において半額程度確保されますことによつて、御存じの通り、完全この教育費は伸縮を許しません。完全

には参りませんけれども、定員、定額によつて、すべてのものが大体律せられておるのでありますから、行政整理などで一割の人員整理というふうなことを言われまして、義務教育費だけを、対象にするわけにはいかぬのであります。子供の数でも減らせばともかくでありまして、児童生徒の数をいふものは、絶対に、いかにかけ声をかけまして、伸縮はきかぬのであります。またあるいは教育内容をかへるならば、行政整理で一割というふうな、教えることを一割減らして行くというふうにするのなら、対象になるかもしれませんけれども、それは教育部面には、普通の一般行政事務と切り離して考えなければならぬものがござります。だから、伸縮を許さぬこの教育費のわくを、この法律で明確にいたしておきますことによつて、他の行政費が一つの標準を示されるものでありますから、それによつて、義務教育費の方からいへば、それが圧縮を受け、また他の行政部面からいへば身動きならぬ大部分を占めておる教育費のために圧縮を受けるのだ、こういふのでありますから、截然とこれを切り離して考へて行くことによつて、今御質問になりました地方財政の健全化といふものををはかる一歩に、間接にはなると思ふのであります。根本的にはそれはなつておりませんが、一昨日も河原委員から御質問があつたのであります。が、これも御参考になるかならぬか、資料になるかならぬかは、それを

お用いになる方によつて違ふと思ひますが、この平衡交付金が、二十五年年度においては千五百億であつた、二十六年年度においては百五十億増して千二百億になつておる。それから二十七年年度においては千二百五十億である。これは二十五年年度を標準にして二十七年年度の率を出して見ますと、一九一という増加率になつております。一般の国庫補助の形式をとつております他の部面で、生活保護費で見ますと、これが一五七という増加率を示しておるわけでありまして、それから公共事業費のいわゆる一般の増加率を二十五年年度と比較してみますと、二一〇という増加率を示しておる。だから、大部分を占めております教育費が根幹となつております平衡交付金の率の一八九という増加率から見まして、ここに非常に不均衡がある。だから教育費を抽出して行きますならば、明確に、ほかの行政費も、国家の補助の対象となつておるいわゆる平衡交付金の制度も増額しやうい、こういうふうな意味におきまして、直接には、根本的にこれを改革する法案ではないけれども、間接的には、地方財政といふものの健全化をはかる有力なる法案であるという氣持で提出いたしましたのでござります。

○河原委員 私の名が出ましたので関連質問をいたしますが、平衡交付金だけをもちつて言われたのであります。が、地方税収入の増減はどういふふうになつておりますか、御調査になつてゐるか、その点をお伺ひいたします。

○若林委員 これは大体今平衡交付金制度によるものだけを抽出して申し上げたのでありますが、この配分につきましても、現在のものがそのまゝは認められないと思つておりません。現在地方行政委員会におきましても、地方税の改革というものが目途とされておるわけでありまして、それに照し合せて、今度のこの法律では配分自体は別に法律をもつて、その地方税制の増減に伴い、この改革に伴つての配分方法をとらう、こういうこととごさいいます。今地方税がどういふ経過をたどつておるかということは、私つぶさに承知いたしております。

○河原委員 地方財政の需要を満たしますのは、地方税収入と地方財政平衡交付金の二つが主要なるものであります。従つて、地方税収入が非常に多くなりまゝ場合は、平衡交付金は減じても、地方財政はゆたかになるものであります。また平衡交付金を著しく増大いたしましたも、地方税収入が激減いたしましたれば、これは財政需要を圧縮しなければならぬ、こういうことになるのであります。地方財政平衡交付金だけをもつて律するということは、きわめて淺薄にして、無知な、ほとんど政治を解しない者の行き方といわなければならぬ。かようなずさんまたは幼稚な観点のもとに立てられた法案としますれば、ほとんど審議の価値のないような、まことに嘆かわしい立て方といわなければならぬと思ひます。

○若林委員 私は、地方税制というものが改革をせられることを前提としておればこそ、別に法律をもつて定めるということにいたしておるのであります。それから地方財政平衡交付金にな

りましようとも、また前の義務教育費国庫負担法の昭和十五年に制定せられて二十四年度まで実施せられたその実績を見ましても、また現在の平衡交付金の中に地財委が算定基準としておられます教育関係費を算定いたしましたも、大体において国家が二分の一の補助をするという形式が認められておるのであります。その意味において、二分の一を下らざる程度といふことが明確にしてあります。その配分基準については、今河原委員が地方の税制を無視した行き方であつてはいけないうことを言われましたが、無視してなければこそ、別に法律をもつて定めなければならぬのであります。これはいかなる標準を持つて来るかと今お尋ねになるとするならば、地方の税制改革に伴ひまして、現在のままならば、平衡交付金の配分率によつておけまうと言ひたいところでありまゝ。ところが、地方税制といふものの根本的な改革をば、地方行政委員会において特に御熱心に御審議になつておる今日でございますから、われわれといひましても、それを無視してこの配分基準を定めるといふことはできません。地方行政委員会の御熱意並びに地方税制といふものを尊重するところのこの法案でありまして、これに今とやかくいふような配分率をわれわれが出たから、その御批判を甘んじて受けるのでございいます。しかしながら、尊重すればこそ、また地方税制といふものに根幹を持つ配分基準を今堅持して行くという上でございます。私は別に法律をもつて定めると明記いたしましたのであります。その御非難は當つていないと思ひます。

○河原委員 まつたく見当のはずれた答弁でありまして、外国人にもものを言うておるような感じがするのであります。私の申し上げますのは、やがて改正される地方税制の問題とか、そういうようなことは申しておりません。平衡交付金が一九九というパーセンテージを言われます点からいたしまして、この平衡交付金といふものは、地方税収入をあわせて考えなければ、地方財政がゆたかになつたかどうかという問題とはわからない。従つて、やがて改正されるべき税法による税収入の問題でなく、地方の現実の問題をとらえて、一九九という数字は、平衡交付金だけではそうなるが、地方の財政収入の全体から見ればどうなるか。すなわち、地方税収入がどうかわつておるかというところをお調べになつておるかどうかが、それがどうなつておるかというところをお尋ねしたのであります。現在の問題であります。

○若林委員 大体二千億が三千億になつておるのであります。われわれの承知しておる数字が誤りであると仰せになればともかくであります。大体そのふえる行き方といふものは一五〇%の増加になつておるのであります。

○河原委員 地方財政の収入のことではありませんが、しかしそれを加算して、平衡交付金のふえ方と両方を勘案しなければほんとうの財政収入がどれだけということは出ないわけでありまゝ。それをよく御検討願ひたいと思ひます。

○立花委員 河原君から大分意見がありました。私そこ問題があるじやないかと思ふ。平衡交付金が二十五年

度から二百億しかふえない。しかも地方税は、今若林さんの御指摘になりまして、今、一千億ふえておる。しかも一千億地方税がふえたにかかわらず、その間国庫も減つてはおりません。で、国の財源を地方に委譲いたしました。地方の税金がふえるのであれば話は別ですが、そうでなしに、国も地方もともに税金はふえておる。二十七年度を見ますと、国が七百七十六億で、地方が四百四十四億、合計千二百二十億ばかりの税金が両方ふえておるわけなんです。従つて、この国税を地方に委譲いたしました。地方の税金が減つたのではない、一千億もふえておる。しかも、その間にわずかに二百億しか平衡交付金はふえていない。しかもそのふえた二百億といふ平衡交付金は、二十七年年度約千二百五十億ですか、これは地方では非常に不満足である。平衡交付金の建前上、どうしても出さなければいけない額を非常に割つておる。これは二十五、二十六年度以来、引続き地方財政委員会の政府に対する、あるいは国会に対する意見書にも現れております。地方自治体の平衡交付金に対する増額の要求で明らかであると思ふ。そういうふうには、平衡交付金の額が非常に少いということが現実の問題であり、しかも、それを地方の負担において地方税で収奪してゐるということも明白だと思ふのであります。こういう事態が、はたして義務教育費国庫負担法を切りかえることによつて、克服されるという見通しがあるかどうか、その点の保障は一体どうであるかといふことを伺ひたいのです。そうであるかと、単にこの法律をかへることであり、あるいは文部省と自治庁とのセクショナリズムの争

いの具に供されることであり、あるいは一般父兄に対して、何か義務教育費の負担が軽減されるような幻想を抱かせることであり、これは非常に困つた問題であると思ふのですが、その点に對する保障が、この義務教育費国庫負担法のどこに與えられてゐるか、どういふ方法をもつてその保障を與えようと思つておられるのか、これを伺ひたいと思ひます。

○若林委員 この点は、国庫において總額の二分の一を下らざる範圍において負担をするといふことを明確にいたしてゐることによつて、前進の一步を見るのだと私は考えております。

○立花委員 この義務教育費国庫負担法によつて規定されております算出の仕方のようなものは、こまかい点は違つておりますが、大体の平衡交付金の配分の算定の基準はあるのであります。現在でも、義務教育に對する平衡交付金は、児童一人当たり幾らといわれ出しておるわけでありまゝ。決してこれは本質的には違つていないと思ふのです。それで、聞くところによりますと、二十七年度におきましては、この法案におきましても、千二百五十億といふ平衡交付金の中のわく内操作なんです。決してこれは、義務教育費の基準はこうあらねばならないといふところから割出されたものではないと承つております。事実さうだと思ひます。そうなりますと、やはり先だちました義務教育費の予算、これから割出された義務教育の規格になつて来るだらうと思ふのであります。そうなるて参りますと、それはあくまで道算でありまして、決して下から正しい、あ

るいはこうあらねばならないという義務教育費のあり方を出して行くのではないと思ふのです。この点がどういふふうにかの法案で保障されるのか、非常に不明確でありまして、あくまでも国の軍事予算から割出されました、逆算されました規格が、文部省を通じて押しつけられて行くのではないか、こう思ふのですが、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○若林委員 逆算であるかどうかといふことについては、御見解によつて決するだらうと思ひますが、答弁を避けたらと思ひますが、ただこの算定基準といふことにつきましては、われわれは従来、大蔵省の査定基準と地財委の査定基準とは、相当の開きがあるのではないかと思つております。この法律が明記いたしておりますのは、従来大蔵省が査定をいたします場合の基準を、法律で明確化したのであります。

地財委の方にのみきましての算定基準に開きがあらたといふことが、三万幾らかふえるといふ反対の御理由の中に加えられておるの、そこだと思ふのであります。この法案は大蔵省の定員定額により算定基準を法律によつて明確にした、こういうことになつております。御参考資料に申し上げますと、二十七年におきましては、大蔵省の所要額といふものは、九百八億の算定になつておる。それから地方財政委員会の補償額といふものは、八百四十三億になつておる。その間六十五億の開きがある。それから教員数の査定も、大蔵省の査定の標準は五十一万九千八百七十七人になつておる。地財委の方の補償人員といふものは、四十八万七千八百五十七人になつております。

で、その開きが三万一千三百三十人になつておるということになつております。こういうふうな、同じ政府の算定基準が、場所によつて違ふのであります。これをこの法律によつて明確にいたした、こういうことになつております。

○立花委員 大体これは中央の軍事予算から出ますところのわく内操作なのであつて、非常に規格に無理があると申すのを、少し指摘しておきたいと思ふのです。たとえば教員の給与ですが、これがやはり現在の地方の教職員が受取ります給与の実態を無視いたしまして、三百七十五円という額の減少をもつて規格を決定しようとしておる。これは非常に無理がある一つの証拠だと思ふ。これはやはり上からわく内操作をやる結果、こういう無理が出て来ておるのだ。あるいは建築にいたしましても、わずかに坪二万二千円ばかりの校舎と申しますと、これはバラツク建築のようなものだと思ふのです。こういうものが五十年間も使用に耐えるといふような計算、こういうふうに、一、二の例をとりまして、非常に理想的なこうあらねばならない義務教育の規格が決定されるのではなしに、あくまでも中央の軍事予算から逆算されたわくが、決定されようとしておる。しかも、それが文部省の手を通じて地方に強制されようとしておる、ここに私は問題があるのじやないかと思ふのです。そういうことは、義務教育の建前であつてはならないことなんです。そういうことが、どういふ形で確保されようとするのか、おそれらくこの法案ではできないと思ふのです。この法案を、理想的な真の意味の

義務教育国庫負担法といひまして、実際のそういう実情にそぐわない形を根本的に振り切つて行かれる決意があらになるのかどうか。それがありませんと、この法案は單なるセクショナリズムの一つの現われにすぎないと思はれるのですが、そういう御決意があるかどうか。その義務教育に必要な経費は、何をいへてもこの法案を通じて確保して行くという明白な決意があられるのかどうか、これをひとつ承りたい。

○若林委員 先ほども申しましたように、上からの軍事予算云々ということにつきましては、批判を避けることにいたしますが、教育費の増大といふものは、立花委員におきまして、あるいは御列席の委員各位全部が、妥協な線へ、十分なとまではいえなくとも、とにかく可能な範囲の最大の予算を確保いたしまして、完全に近づく教育を施行いたしたいという念願は、だれ人も優劣なくお持ちであらうと思ふのであります。この法案のねらうところは、現在の予算を、今年施行せられております予算の範囲内において、まず教育費だけを明確にして行くこととするところのものであります。この法案を骨子として、より目的に向つて進み行く第一歩を踏み出すところのものであります。言葉は妥協であるかどうかはわかりませんが、まず橋頭堡を確保して、第二、第三の財源確保に進もうという気持ちでございまして、教育費確保に対する熱意がどうかという御質問であります。これは皆様方と同様、われわれも教育費確保のために邁進いたしたいという熱意は持つております。

○立花委員 前国会の末でございしたか、衆議院、参議院全会一致で、平衡交付金増額の決議をいたしました。これは地方財政委員会等の意見も入れまして、あるいは全国の自治体の要求も入れまして、衆参両院が全会一致で決議をいたしました。しかも、これがまつたく無視されてしまふ。この関係方面への交渉も、おそらく御存じでございしようが、その最後に到達いたしましたのは、なるほど日本には現在金の余裕がある、しかし、これは軍事方面に使わなければいけないのだから、これは平衡交付金に出すことはできないといふ明確な意思表示がありまして、遂にこの全国民あけての要望、全国会あけての決議が、無視された形があるわけでありまして。この形を突き破つて行くという決意が政府與黨にならねば、こういう法案の形をかえまして、問題は依然として残つて行くのではないかと。結局は、さつきからたびたび言つておりますように、ただ形をかえ、所管をかえましただけで、上からの軍事予算のわく内操作で、その規格を地方に押しつけて行くことになつてはならないか。この点を私どもは、やはり過去の経験に徴しまして、深く反省し、それを突き破つて行く決意をお尋ねしているわけです。過去になまなましい例がありますので、はつきりした決意を具体的にお示し願ひたいと思ひます。

さらに、問題を発展させまして、そういう義務教育費の保障を完全にやるという御決意があつたならば、なぜこれを全額国庫負担という形にただちに持つて行かれないかつたのか、その点を説明願ひたいと思ふのであります。しかも問題は、二分の一を国家で補償いたしまして、残りの二分の一は、当然地元の負担になります。政府與黨の方で非常に義務教育費を保障する、あるいは増額するといふことの熱意があらになつて、あるいは国家の分はふやされることがあるかもしれませんが、おそれくないと思ふのであります。そういうことをおやりになりまして、それに伴う地方費の増額に對しては、どういふ保障をされようとしておるのか。この残りの二分の一に對する保障がない限りは、これはまつたく空文で、かえつて地方の財政を破壊する、それに伴う他の地方の行政を破壊するようになつて来るのであります。が、そうなりますと、第一條にうたつてあります「一、妥協な規模と内容を保障する」といふことは、實際上は行われぬのではないかと、かえつていろいろな障礙とか破壊を引起すことである。これは地方自治の上から見まして、あまり感心できない問題であると思ひます。地方財政委員会としても、その点は憂慮しておるのではないかと申ひますが、なぜ全額国庫負担にされなかつたのか、また残りの二分の一について、なぜ責任をお持ちにならないのか、この点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○若林委員 立花委員も、われわれも、教育を尊重するといふ表面に現われしたところは同じでございます。根本理念がどうかといふことにつきましては、議論があると思ふのであります。が、そこで、この義務教育費確保の熱意が燃えるべきだといふことでございしますが、この点につきましては、私たち人後に落ちず、いろいろな国費が

ありません。その国会の審議がどうなるか、その結果がどうなるかは別問題といたしまして、少くともこういう法案を出しになる以上は、そういう完全なるものを考えになつてお出しになるのが当然ではないか。しかも、これはできないことではありません。で、政府與党がそういう熱意と統一された政策があるならば、当然これは出すことができるものであり、またこれは出さなければならぬものだと思ふのです。それをおやりにならないところに、非常にこの法案の基礎の薄弱さがあるのではないか。そこで、私もはどういたしまして、これは確信を持つて審議する気にはなれなくて、どうもあやふやな法案であるというふうな感じを抱かざるを得ないわけでありす。総理大臣に質問するようなことだと言われますが、総理大臣は決してオールマイティではありません。オールマイティと申しますのは、私も国会が持つておられますので、総理大臣がやろうからといってやれるものではないと。それは総理大臣が提案することとはできる。政府與党としてこれは提案なさる責任があるのじやないか。こういうものを提出しになる以上は、そういうものの裏づけとしての財源の確保について、関係法案を制定なさつてお出しになる責任があるのじやないか。それをこれだけお出しになるのは、あまり無責任じやないか。何ら保障されてないのじやないか、そういうことを言つておられますので、総理大臣云々の御答弁は少しこれは見当はずれで、不穏当ではないかと思ひますので、御注意申し上げたい。その他の問題での御意見をひとつ承りたいと思ひます。

○若林委員 同じことを繰返す以外にないのでありますが、この法案自体は、現在の税制というものの基礎を置いておるのでありますけれども、先ほど申しましたように、地方行政委員会におきましては、根本的に地方財政地方税制というものの改革を企図せられておるわけでありす。それを、将来根幹にいたしまして、この配分その他についての基準を定めるのであります。ただこの法案は、少くとも二分の一は保障するということを明確にいたしておるのであります。お考えになり、御要望になる事柄の一步前進は前進であるが、これをもとにいたしまして、御要望になるような完璧を期する方向に向つて進みたい、こういう考えを持つております。

○竹尾委員長 次に大泉寛三君。

○大泉委員 私どもの多数の同僚の中でも、特に人格的に尊敬しております若林先生、竹尾先生、それらの方々の御熱意に對して、また教育行政に關しての深い御造詣に對して、私は敬意をもつてその審議に當つておるつもりであります。ただ自分の地方行政に關する立場から、一通りこの委員会でお伺いしたいと思ふのであります。地方行政は、おの／＼自治体を單位として、すべての行政を一本に行われておる。こういう自治体の中に、教育行政をまた新たなこの行政機関としてやられるようなこの法案は、かえつて地方行政を二本建てにするようなきらいがあると思はれるのであります。これに對する御所見を伺いたい。

○若林委員 地方の自主性の尊重ということについては、大泉委員のお考えとわれ／＼同感でございます。特にこ

の日本の国の存立というものは市町村にあると考へるのであります。同様に教育行政というものは、その土地に溶け込んだ、特異の性質を持つたところの学校教育というものが行われて来るべきだと存するのであります。この意味においては、地方教育委員会というものも設けられまして、将来、国で行うところの画一的な学校教育にあらずして、その土地の色を明確に生かしながら、その土地に足踏み入れた教育が行われて行くべきだと考へるのであります。まして、地方自治の独立性というものが、地方自治の独立性と考へるのであります。地方々々々々要するところの費用を、国庫が負担し安んぜしめて、その上に立つた仲ひ／＼とした教育を打立てて行つていたきたい、こういう意味でございまして、あえて地方の独立性を奪おうという気持は一つもございませぬ。

なお、この法律自体は、地方自治体を尊重して行く意味からいって、逆行するものではないかという御意見もあつたやうであります。もし文部省がこの金を配分することは教育の中央集権化である、また地方の自主性を侵害するものであると御断言になるとすれば、現在地方財政委員会において行われております配分も、何れこれと考へるものではないかと考へるのであります。そういふことのないやうに、中央でいろいろ裁量の余地がないやうに、法律で明確に規定したてまつることがいけません。それから今まで平衡交付金を少しも増額してやらうたためには、お百度を踏まなければならなかつたのです。が、そういうことなしに、明確にこの

法律で國家の補償の金額は算定できるようにしたのであり、御懸念になりますことのないやうにという意味において、この法案を作成いたしました気持ちとひとつ受取つていただきたいと思ひます。

○大泉委員 教育委員会制度が設置せられてから、各府県はむろんのこと、小さな自治体においても、非常に教育行政には深い関心をおつて参りました。が、財政的には、各公共団体が非常に苦しんでゐる。やはり教育行政と財政という問題は、切り離すことのできない問題であるが、私はそれ以外に、なお教職員の活動は、非常に私どもは好意をおつて迎えておりますが、教育を實際に施す教員は、教職員組合というやうな大きな団体をおつて、半ば政治活動をしてゐる。教育を受ける國民の立場から考へたときに、どうもこれは國民の要する教育行政というものが、その期待通りに遂行できるかどうか疑問であります。こういうやうな立場から、教育の理想はまことにけつこうであるけれども、それに伴う、いわゆる財政負担というものを考へてみたときに、もしこの法案が実現するとしたならば、國民の負担が軽くなるかどうかと考へることを、どういふふうにお考えになるか、御意見を承りたい。

○若林委員 この法律のねらいと考へるは、現在の段階で、いわゆる教育費と他の行政費との色わけをしたにすぎません。教育というものが完全に行われて行きますならば、国が持つやうな地方が持つやうな、負担は同じだと思ふのであります。教育と他の行政部門と

相並行して行くべきであつて、教育だけが先走るわけにも参らない。この法律によりまして、他の行政部門だけがどん／＼と先行して、教育が取残されないのである。だから、國民の負担が軽減されるかどうかということにつきましては、國家の行政費が増大するかどうかということ、それから教育費とのつり合いによつて申さなければならぬと思ひますけれども、われわれは、文化國家である以上は、他の行政費よりは義務教育費の方が非常にたくさん使われておる。教育に重点を置いた財政でなければならぬ、こういうふうに思ひます。だから、他の行政と義務教育とのバランスにおいて、今より多くをねらうかどうかということについて御説明をいたしますならば、それは國家財政の四一％を軍事費が占めておつたというときがあるが、私は少くともそれにかゝるものが教育費でなければならぬ、こういうふうに思つておるのであります。それから、現在の状態を基準として考へるならば、この法案のねらつておられますものは、いわゆる教材費についてP1Aが負担をせられておりますうち、半額でございす。か、五十億が國家から支出せられることによつて、P1Aの直接の費用は少くなる。こういうことが期待できると考へるのであります。將來この法律は、教育費が國家財政の中でも主要部分を占め、他の行政費と比べまして、文化國家にふさわしい財政的の保障を國庫がして行くべき方向に進む一つの基礎となる法案であると思ひます。

○竹尾委員長 皆さんに御協力をお願い

いしたいのですが、本日の質疑の通告者は多数ございます。このあと床次總二君、大矢省三君、前尾繁三郎君、渡部義通君、小林進君、松本七郎君、これだけございますし、今日は午後一時までしかこの委員会が使えませんが、どうかそのおつもりで、質問はできるだけ簡単にお願いします。

○大泉委員 せつかくの連合審査会です。合致した意見が必要だと思ひますので、くどいようでありまうけれども、資料によつて朗読的に御質問をいたしたいと思ひます。あとで総括的な御答弁でもまづこうでありますけれども、ごく簡単に御答弁願えればけっこうだと思ひます。

義務教育の教員の質と量が低下しておるといふが、どのように低下しているのか、またこれを比較すべき基準について、教育主管省はどのようなことを制定されておるか、これは政府に伺ひたい。

○内閣説明員 従来私どもが国庫負担法当時の状況を見ますと、昭和二十四年度までが国庫負担であります。その当時の基準から見ますと、教員の数は昭和二十四年にドッジ予算で相当な削減を受けたのでありまして、二十六年現在には伸びていない。むしろ低下の傾向にあるといふことを、数字で御説明を申し上げたいと思ひます。それから各府県のパランスが非常に乱れておる、不均衡になつたといふことも、別に資料がございいますから、これも差上げたと思ひます。特に各府県の給與の差がはなはだしくなつた、これも別に資料がございいますので、その資料をもつてお答えいたしたいと思ひます。これに対する解釈といたしましては、

別に文部省は学校教育法の施行規則等で制定されておりますが、それにつきましては法律で基準を示すように目下研究中であります。

○大泉委員 六・三制が中身を伴わない現状であるといふが、その原因はどこにあつたと考えられるのか。新制中学校半額の国庫負担制度は、適正に運営されて来たかどうか。

○内閣説明員 六・三制が急激に整備されるという状況でございまして、もちろん六・三制の国庫補助が十分であつたとは私どもも考えておりません。しかしながら、現在までにほぼ七坪を完成するようになつたのであります。七坪はもう最小限の教室と廊下、便所等しか見ておりませんが、これによりまして満足しておるわけではございません。特に教材の整備ができていないという点についても、これは私どもとしては、非常に遺憾に思つておりますので、ただいま提案されておるような教材費に関する国庫負担制度が確立しますならば、一段と教材の整備も強化されて来るだろう。さらに、教材費用としてPTAが約百六億のうち四十七億程度負担しておるものが解消されることを期待しておるのであります。

○大泉委員 憲法の保障する義務教育の無償とは何を意味するか。地方税収入でまかなうことにしても、無償の趣旨は達せられるのではないか。これは先ほど若林さんからも大体御答弁があつたようでありまして、政府当局の考え方をちよつとつけ加えてもらいた

○内閣説明員 憲法に規定する義務教育の無償といふのは、これは一つの理想でありまして、私どもとしては、この中には教科書、学用品まで入る。すなわち、義務教育を受けるにについては、費用のかからないように、父兄の負担にならないようにというのが理想であると考えております。現在のところどうなつておるか申しますと、授業料はとつてはならないという規定が

○大泉委員 教職員の数は、戦前に比べて現在はどうなつておるか、これを伺ひたい。

○内閣説明員 これは終戦前の教育体系と終戦後の教育体系が、根本的に違つておりますので、今こゝでこの数字をお示ししても、あまり意味がないと思ひます。昭和二十二年、三年、四年は、この六・三制の過渡期でありまして、一応昭和二十四年が完成年度になつておりますから、完成年度をとつてみますと、二十六年度は總体的には若干の低下になつております。特に各府県別に見ますと、貧弱な府県は、ほとんど大部分は低下しておるといふのが実情でございいます。いずれこれは書類によりまして御説明申し上げたいと思ひます。

○大泉委員 本法による国庫負担制度の創設の結果は、地方税制等について

でも考慮をする必要があるのであるから、これら全般的な方針を決定しない前に、本法案を審議することは、意味が薄弱なばかりでなく、はなはだ危険であつて、しかも義務教育費のような重要なものを早急に決定することは、国政の基本をゆるがすものではないか。文部当局に御説明をお願いします。あるいはまた、提案者でもよろしうございいます。

○内閣説明員 先ほど若林委員からお話がございましたように、国庫が負担するといふことの原則をきめておいて、あとで地方税制の改正と関連して、どういふふうに国が負担金を配分するか、または地方がどの程度負担するかというところは、これは現行の地方税法がそのまゝならば、私どもにも案があるのですが、伝えられるようにシャウグ税制に対する改正が予想されますので、この点をむしろ避けて、地方税制の改正がスムーズに進むようにという意味で、あとに延ばしたのであります。

○大泉委員 もし本制度が実施された場合、国庫負担金の申請、交付、使途の報告及び監査あるいは監督のため、行政事務は増加し、しかも煩雜となり、負担金獲得のため陳情等、労力と経費がかさむこととなり、行政事務の簡素化、国民負担の軽減を標榜するわが党の方針に反するのではないか。これに對して御答弁願ひたい。

○内閣説明員 従来国庫負担制度は、大正の初年から始まつて昭和二十四年度まで続いておりまして、県にはこれに關する事務に非常に精通した人がおりますので、私どもは別に新しい負担だとは考えていないのであります。それ

れから陳情等につきましては、陳情のないように、これも若林委員から御説明のありましたように、算定基準を明確に規定しておりますので、行政裁量の余地をできるだけ少くいたしてありますので、そういう意味で陳情等のこと

○大泉委員 それでは、次にお伺ひたいんですが、提案者の説明に、重大な段階にある義務教育費についてその財政的な裏づけをする制度は、六・三制建築補助と若干の起債を除けば平衡交付金制度のみで、これでは緊急の事態を解決するわけには参らないと言われておるのであります。むしろ地方税収入を充実することが、財政的裏づけの根幹をなすものではないか、文部当局に伺ひたい。

○内閣説明員 私どもも地方税の充実強化につきましては、非常に賛意を表するものであります。この法案は、一応現在の税制体系を基礎にして考えておられるのであります。そういう意味で、将来地方税の充実強化ができることは、非常にいいことである。またさうしていただきたいと念願しておるのであります。これも国の財政上の点からなかく困難も予想されますので、とりあえず現在のところを一度基準にいたしまして、二分の一という負担率が妥当ではなからうかと考えてるのであります。

○大泉委員 地財委の奥野さんが見えておるようでありまして、これに對する地財委の意見を、簡単にいいから承りたい。

○奥野説明員 先ほどお話のありました地方税収入がどう伸びておるかという問題につきましても、はつきりいた

してないかつたようでありますので、具体的に申し上げておきますと、昭和二十四年度、義務教育費国庫負担制度の存在いたしました最後の年度の地方税総額が千四百三十三億、これが昭和二十七年におきましては二千九百二十四億と、二倍以上に伸びて来ているわけでございます。やはり義務教育につきましても、地方的要求に応じて、いろいろと施設の充実強化をはかつて行くべきでありますので、一方的に国が財源を配分するという問題よりも、やはり独立収入でまかなつて行くのが理想であると考えます。国がわざわざ国税として取上げて、それを負担金として地方団体に交付するくらいなら、同じ方法を国税の地方税委員という形でできるはずであります。こういう法律をお出しになりますならば、同じような考えから、国税委員の形もとれるはずであると考えております。

○大泉委員 この問題は、文部委員会各委員の方々と、地方行政委員会委員の立場においては、別に対立というわけではないでしょうけれども、われわれ自由党においても、どうもあまり意見がしつくりしておらない。そこでこの問題に対しては、私どもは実行に当る財政当局と緊密なる連絡をとつて合理的に解決したいと願うものであるから、とにかくこういう資料をもつてお伺いしたのであります。今までも若林先生の御説明その他当局の御意見等を私は承りました。この程度で私はとめておきますけれども、どうか文部当局と地財委当局との話し合いが完全に行かれることを期待し、そうしてこの法案に善処されるように、私は望んでやまないものであります。意見を差加えてはなはだ恐縮でございますが、これで質問は終わります。

○竹尾委員 次に床次徳二君。○床次委員 簡単に提案者に伺いたいことは、今日義務教育が、必要な経費が確保されないために非常に窮迫にあるというところにつきましても、私どもも同感です。その原因は結局現在の平衡交付金では期待できないというところにある。この点に關しまして、私はその通りであると思う。しかしながら、この提案の説明に書いてあります理由を拜見いたしますと、いささかおかしいところがあると思うが、その点についてお聞きしたい。特に提案者に対して私が伺いたいと思ふことは、平衡交付金の交付金の額の決定は常に政治問題化し云々と書いてあるのですが、平衡交付金の総額の決定について、提案者はいかように考えておられるかということ。私どもは平衡交付金が政治問題に決定されるということとは、あるべきことではないと思つておるので、この点について、まず提案者の御意見を承りたい。

○若林委員 われ／＼は、地方知事その他から、今年度の平衡交付金の増額についても、床次委員も同様でございまして、相当強烈な増額の運動を受けたのであります。おそらく三十日くらいすわり込みの運動を受けたわけでありまして、それでこの平衡交付金について、政治的含みがあることを指摘いたしましたわけでありまして、なお配分につきましても、本案は教育費の算定基準を明確にしておきました。その算定基準においても、相当の政治的含みが予想されるのを懸念するのであります。

○若林委員 まことに提案者の言われる通りであります。私どもは、平衡交付金の総額が何ゆゑに少いかということについて、提案者自体はお考えにならなかつたろうか。これは與党という立場においても、相当責任があるのではないかならうかと思ふのであります。われ／＼はかね／＼平衡交付金の増額を大いに主張しておつたわけで、われわれの希望するように予算が増額されれば、皆さん方の御懸念はなかつたのではないかならうかと思ふので、この点について、提案者としてはお考えがあるのではないかとこのことをひとつ伺いたい。

○若林委員 平衡交付金が理想に近いほど増額を見れば、相当の目的が達成されるから、この法案の必要がないではないかというお考えをお持ちの御質問ではないかと思ふのですが、われ／＼はどうかと思つては、たゞその増額がいかにやうでありますか。一応教育費については、明確な基準を置いておくべきだという気持ちの方が主でありまして、今年度は現在の平衡交付金の中において最低限度教育費を確保する。それから明年度からは、この算定基準に従つて平衡交付金の制度を離れて国庫が半額を補償して行く、こういうふうなことでございまして。

○床次委員 追究はいたしません。平衡交付金の総額の基礎になりますところの義務教育費の所要額の総額、これに對しましては、文部省の希望並びに地財委がききました数字というものがあつた。結局妥協案としてあつた数字ができたと思ふのですが、提案者は今後これを増額しようというお考えのように私どもも考える。私も増額する必要があると思ふ。ただ、これを増額するにつかしましては、教育の基準というものをいかによきにするかということについて、はつきりした基準の根拠法をつくられることが望ましい。地方行政委員会におきましても、平衡交付金の審議の際において、すみやかに教育の施設、内容の基準たるべき基礎法をつくるべきことを政府に要望してあるのであります。この点に關しまして、文部当局としましては、施設、内容の基準たる法律の作成が今日のごとく遅れているのであります。それをお出しになつて、さらに平衡交付金だけでは実情において確保できないから、これを確保するような法律を出すというお気持は私もよくわかるのですが、私どももできるだけ義務教育費を増したいと思ふ。しかし増額しやす順序をお踏みになることがいいのではないかと思ふのですが、この点に關して御説明を伺いたい。

○内藤説明員 教育の基準につきましては、文部当局も学制改革以来一つの成案を持つておつたのであります。司令部の方の關係もございまして、どこで線を引くか、關係方面の方ではミナムを非常に限定したのであります。ところが、文部省で考えているのは、学校の定員とかあるいは建物の坪数とか、相当詳細な基準で話し合ひを進めた。その基準の問題で、司令部と文部省側に相当な食い違ひがあつて、遂に今日まで及んだのであります。私どもも、学校基準に關する法律案というものを、当初から準備しておりました。で、近くこれが成案を得ると考えるのであります。ただ、司令部側の考えでは、あまりに基準をこまかくします

と、地方自治を侵害することになりま。すから、基準はなるべく大まかで司令部側の基準ですと、ほとんどあつてもなくてもいいような基準になりま。すので、そういう基準ではわれ／＼は困るということを主張して参つたのであります。そういう意味で、日本が独立しましたので、別に教育の学校基準に關する法律を整備したいと考えております。

それから今の平衡交付金制度ではな。ぜいけないかというお話ですが、この平衡交付金制度については、アメリカ。でやつた場合は、教育費だけでした。ので成功したと思ふので、と申します。のは、教育費の算定が非常に素なこと。と、もう一つは、地方の税収が財産。税一本であつたという点で問題がなかつ。た。ところが、日本の場合には、地方。行政全体になつておりますので、この中には義務教育のような経費も入つて。おりますし、その他三十数項目に上る。ような地方行政全体の経費を保障する。というところには無理があるのではな。からうか。そこで算定の容易なものも、。算定のほとんど不可能に近いような。経費も一緒に入つておるので、この中。で教育費を確保することは非常に困難。ではなからうか。従つて大蔵省で査定。する場合には、義務教育費については、。従来の国庫負担の基準がございまして。の、比較的教育費については問題はな。かつたのですが、その他の経費の算定。面においても問題があり、財政需要。のきましても、地方税収入をどの程度。に見込むかという点について相当問題。があるのではなからうか。従つて、その。差額である平衡交付金がなかつてき。ち

つと出にくい。そこで今度地方財政委員会で、法律でこの経費を法定されようというお考えのようですが、これについても、最近の物価の変動あるいは給與ベースの改訂等の予想されまう時代においては、はたしてこれによつて保障されるかどうか。しかも、その経費が何に使われていくというところになつておりますから、それでは義務教育費が保障され得ない。それでは義務教育も困るし、地方財政も困る。これを明確にいたしますならば、義務教育費も確保されるし、地方財政もその大きな部分を占めている義務教育費が確保されることによつて安定するのではなからうか、かように考える次第であります。

○床次委員 ただいまの地方財政に対する御意見は、まったく私どもと違ふところがある。非常に判断が違ふと思つております。ただ地方財政の中において、所要額だけとれないのは、平衡交付金そのものが非常に少ないからだといふことが明らかにいえると思ふ。従つて、十分教育費のわくをとるためには、教育費たるもののわくを確立するといふことが必要ではないか。わくを確立せずして所要額を確保することは、困難ではないかといふことを、私も第一に考える。もう一つは、やはり所要の教育費を確保するためには、所要の地方の財政需要を確保するといふことが必要になつて来る。すなわち、必要な平衡交付金の総額をとなければならぬことになつて来る。しかし提案者のごとく、どうしても所要の平衡交付金が今の政府のもとにおいてとれないというならば、これはまったく意味が別でございまして、われわれ

といたしましても、別の方法によつて教育費を確保することはまことにけつこうだと思ひます。政府が所要の平衡交付金を計上しないというならば、やむを得ないと思ひまして、われわれは別の形において教育費を確保するといふ趣旨については賛成である。しかし、提案者の当初の御説明におきましては、興業、政府としては、まだ努力する余地があるではないか。それを残しておられるようにならうにも考えられるし、そのために、事態の観測において多少判断が違つていふように思われるので、特に伺つたわけでありま

す。それで、教育費の額の点について重ねて伺ひたいのですが、今度教材費だけを見れば、今度教材費だけを見れば、教材費そのものについて、本年度の予算の際に、それを教育費のうちに入れておつたか、あるいは教育費にないか。これはP.T.A.その他において負担するといふのもつて、標準教育費の中からは落されておつたものかどうかといふことについて伺ひたい。

○内閣説明員 教材費も、現在の平衡交付金制度の基準財政需要の中に、一応入つておるのであります。ですが、市町村関係では、建物の減価償却の分と教材費から、いわゆる維持運営費、光熱費、水道料、通信運搬費とが一応見込まれておりますが、額が少いので、なか／＼思うようになりませんし、一方P.T.A.の寄付金は少しも減少しないといふような状況にありますので、この法案の考へていらつしやることは、大体P.T.A.の寄付金を解消する程度に、新たに国庫から負担していただくたい、そういうお考えと思ふのであり

ます。それから現在市町村の教材費については、大体交付金と地方税の中で七十億程度見ておるのであります。ですから、これを加へますと二百二十億程度になると思ふのであります。

○竹尾委員長 次に大矢省三君。

○大矢委員 私は、この法案の通過を熱望しておられる提案者に対して、さらにまたこの通過に対して非常に関係の深い文部、大蔵、大蔵は来ておられぬようですから、地財委の奥野さんでもけつこうですから、お尋ねいたしますが、この法案は提出が五月七日になつて、地財委の方の審議院、衆議院の議長あてに出している意見書は五月二十一日になつております。一体この間、これを提案するにあつて地財委、大蔵との――文部省もこれの通過を願うようでありまして、その間提案者、文部省がこれらの関係各方面に向つて折衝されたことがあるかどうか、この点をまず伺ひたい。

○若林委員 折衝をいたしております。なお折衝中でありまして、それから文部委員会のときに、私から説明し、協力をお願いしたのであります。また先ほど大泉委員からの御発言の中にもありましたが、役所同士がよく話し合ふといふお話もあつたのであります。が、正直に言つて、この折衝は事務的にきつめて困難でございます。また各省々が自己の職務に熱心であればあるほど、この妥結は困難でございます。單なるセクショナリズムに堕しておるといふような気持を離れまして、自己の職務に熱心であれば熱心であるほど、非常に困難である。それからこの間地財委の方の御意見があつたのであります。あの御熱心さをもつて、

もし文部省の事務官であつたならば、あれより以上、またこれを守る方のお説が出たであらうと私は思ふのでありまして、一応敬意を表してすべて聞いておりました。党におきまして、この両方なり第三者の中をとつた最低線をねらつての妥協案を作成したのでございましてあります。この上は、われわれといたしましては折衝を続けるのであります。責任政治、政党政治の建前から、国会の意思を政府に反映し、この妥協を早からしめたい、こういう気持があるのであります。それから各党と提案者との関係について、お尋ねでございます。お尋ねしたから、一応お尋ねに入らせておきたいと思ふのであります。

従来こういう問題については超党派的に取扱つておつたのでございまして、各党におきまして、いと懇切な、熱心なる案ができておつたのであります。が、その折衝がこれまた相当困難だと思ひましたので、一応最低の線を出したのであります。この法案につきましては、文部委員会の各政党関係では、いろいろ御不満の点もあるでしようけれども、一致協力して御支持を願うよう、また政府へも、この国会の圧力といひますと、ちよつと言葉が悪いのでありますけれども――を加えて行つていただきたい、こういうふうに考えております。

○内閣説明員 文部省の方でも、事務的にいろいろと折衝を重ねて参つたのですが、何しろ根本的に意見の対立がございまして、文部省側の方は、義務教育は国の義務である。憲法上の国の義務であるから、あくまでも義務教育費は国が財政的な責任を負うべきだとい

う見解であり、地方財政委員会の方では、義務教育も地方の義務であるから、地方財政の中で地方が見るべきであるといふ主張のようでございます。そういう根本的な対立がございましたので、閣僚と興業との懇談会を開かれまして調整に努められたのですが、遂に妥結を見なかつたことは、私どもも非常に残念に思つておるのであります。

○大矢委員 今承つておりますと、各事務官が熱心の余り、どうも妥結を見なかつた。しかしながら、双方の意見を聞いて、大体最低線と申しますか、これならばまともであらうという見通しのもとに、この案が提案されたようでありまして、そういう見通しと、今なお熱心の余り、意見があるけれども、この案ならば双方がまんがでできる。従つて、そこには一致点を見出せるであらうという確信と申しますか、心境といひますか、これならば大体事務的にまともな案だ――私どもはそういふお考えかどうか、その点を――。

○若林委員 その通りでございます。なお前々回文部委員会へ岡野閣務大臣が出席せられまして、私が今申し述べましたと同じように仰せになつておりました。なお地財委としての反対の理由も、堂々とその大綱をお述べになつたのであります。しかし、国会で御意見が決定すれば、欣然これに服するといふ特別の御発言もあつたのでござい

ます。

○大矢委員 それから、これは地財委の奥野さんにお尋ねしますが、八項目にわたつて、なか／＼激越な字句を使つて反駁しておるようであります。こ

れを文書に出すまでに、大体提案が今申しましたように五月七日になつております。文部省の意向も大体察知したと思ひますが、その事前に、こういう文書を出す内容について、文部省と折衝されたか、その点をひとつ……

○奥野説明員 自由党の政調会を中心にして、たび／＼会合がございまして、その都度地方財政委員会としての意見を申し述べて来ているわけであり

○大矢委員 その程度にしまして、例の職災復興建築費用その他について、特に大都市の建築基準法による防火建築が非常に重要視されておりますので、従つて、建設費が非常に相違のあることは御承知の通りであります。特に大都市は、地方税法の改正によつて赤字を持つており、さらに多くの公債を発行して、この建設は非常に困難であります。現に非常に教育行政の行き詰まつておる原因もそこにある。そういう場合に、提案者なりあるいは文部省、あるいはまた平衡交付金において、今後これを確保する一つの精神から行きますと、どのように考慮されて扱われたか。これを申しますのは、地方財政の確立のために税法が改正になりましたが、そこにはどうも画一的にものを決定されるために、地方と大都市の間に非常に教育行政の上に不均衡が来まして、ことに教育職員の問題であるとか、あるいは建築費の問題等、

非常な赤字の上にさらに困窮を来しておるような実情でありますから、この点をどのように考慮され、今後またどういうふうな折衝とされるのか。これはこの法案についての意思を決定する上には極めて重要なことでありますので、この機会に文部省、平衡交付金の関係で地財委、それから提案者、この三者に御答弁をお願いして終りたいと思ひます。

○若林委員 提案者の気持といたしましては、大矢委員の仰せになります通りの熱意に燃えておるわけでありまして、この法案をまだ第一歩といたしまして、所期の目的に向つて進みたいと考えております。

○内閣説明員 都市の場合の建築の問題ですが、職災の場合と災害については、従来負担区分が明らかになつておるわけであり、この際二分の一の国の補助負担を明らかにしたのであります。都市は特に人口移動で非常に集中されますので、起債についても建物は生徒一人、小学校の場合は一、二、中学校は一、四六坪で、総面積を五十年で更新できるに必要な起債を認めてもらう、その起債のわくを確保するよう

にいたしてあるものであります。これが従来の地方財政法五條の特例となつておりますので、義務教育については特別に五條の制限にかかわらず、大都會では起債ができるような道が開かれておるのであります。そうしませんが、私どもの方の考え方では、平衡交付金で財政調整が一応できておりますので、その上に義務教育のようなものは特別に起債のわくを見ない限りは、いつまでも二部教授、三部教授は解消されない。今日都会が一番二部教

授、三部教授が多いところでありまして、それによつて義務教育の校舎ができるであらうというのを期待しておるのであります。

○奥野説明員 基準財政需要を算定いたします際に、その基礎になります測定単位の数字が、どのような単位で市町村に帰属しておるかによつて割振りいたしましたりすることによりまして、町村の実情に合致するような措置を講じておるわけでありまして、なおまた職災地につきましては、特に職災復興費という項目を設けて、罹災地の面積をとりまして、それらの団体に對して相當の財源を供與するというようなやり方もいたしておるわけであり

ます。なおまた地方債の論議にあたりましては、団体の財政需要、あるいはまた団体に必要とすべき経費を基準にして配分するように心がけておつておるわけでありまして、

○竹尾委員 大に門司亮君。門司委員、ごく簡単に聞いておきたいと思ひますことは、主としてこの法案に反對されておる地財委に、この機会にも一言聞いておきたいと思ひますが、地財委は現行の地方財政平衡交付金の内容によつて、教育行政が完全であるとお考えになつておるかどう

か。

○奥野説明員 現在の義務教育の施設が、はたしてこれで適當であるかどうかであるかというのを考えますに、あたりのことは、何と比較して適當であるかという問題になるだらうと思ふのであります。そういう意味合いにおきまして、地方財政委員会といたしましては、従来から、国会の議を経ましてこれらの企画の基礎となるべきものをつ

くり上げて行きたい、府県なり市町村なりが努力すべき目標というものを明らかにすべきでないか、かような考え方を持つておるわけでありまして、しかしながら、義務教育費国庫負担制度があらました時から、現在どうなつていのかというところだけを考えて行きたければ、先ほど内閣課長からお話がありましたような、教員数が減つて来ているというところは、まづたく事實を述べている、かように考へておるわけでありまして、戦前からつと増加の傾向のみをたどつて参つて来ておるという、いづれ文部省から数字が出されるというところでありますので、その数字を見せたい、かように考へておるわけでありまして、なおまた、市町村の基準につきましては、現に六、三制新教育制度から、新制中学が建設されなければならぬことになつております。これが国と市町村の折半負担というふうな形になつておりますけれども、現在の〇・七坪では職員室もないし、特別教室もない、また国の折半負担の基礎には、そういうものは入らないし、土地の購入費が入らない、二階建ての場合には階段も入らないというよう

な基礎は、相當ではないのじやないだろうか。そういう意味合いにおきましては、私もどうもいたしまして、現状においてはお不備である、この充実にこそものと力を盡さなければならぬのじやないだろうかという考え方を持つております。

○門司委員 そういたしますと、この解釈してよろしうございますか。そういう不備があるから、何らかの処置はとらなければならぬ。この法律

は、内容が必ずしも充實したものとはいへませんが、しかし、そういう理想へ近づく一つの段階であるというふうな解釈してもさしつかえありませんか。

○奥野説明員 国力の重点の置き方、言いかえれば、優先順位を間違えてい、かような考え方を持つておるわけでありまして、たとへば市町村の問題でありますならば、戦争中、市町村が戦争協力の見地から、建てたい建築もしいで来たわけでありまして、そういう意味合いにおきまして、今日老朽校舎といふものが山積してあります。この問題を解決しなければならぬ。また今申し上げましたように、新制中学といふものは、非常に不備であります。これを充實して行かなければならぬ。せつつか新制中学に對しまして国家が二分の一の負担をすることになつておりますけれども、〇・七坪という基礎をもつと上げなければならぬというう。しかもまた、来年度以降になつても継続すべきであらう、かような考え方を持つておるわけでありまして、この法律では、そういうものは実現されたいというようにお考えでございませうか。

○奥野説明員 そのように考へております。

○門司委員 私はその点で、地財委の意見を少し聞いておきたいと思ひます。地財委は、御存じのように、自治庁設置法案が国会を通過いたしましたので、今の地財委の形はなくなりますが、そうして、これは財政調整委員会という形で、この自治庁の中に包含されることになつて参ります。そうなるにつれて、地財委といふものの性格が

しておりますから、簡単に二、三とお尋ねいたしておきたいと思ひます。ただいま門司委員から、提案者の心構えについて御質問がありました。これは、非常に重大でございます。どういふお考えで立てられたかという事は、今後どういふふうに進展して行くかという事と関連します。重ねてそれと関連してお伺いしたいのでございませうが、提案者は何か昔の、教育の義務徴兵の義務といったようなものを並べたような、そういうような意味でお考えになつておられるとしますと、これは重大だと思つてございませうから、この点、もう一べんはつきりお答え願ひたいと思ひます。

なおそれと関連いたしまして、教育委員会制度の問題でございます。教育委員会制度の公選を続けて行きたいというの、われわれの念願とするところでございますが、これが廃止というふうな話が、ちよいと出ております。こういうことに対する提案者の見解も、この法案を審議する上に非常に重要な参考になりますので、この際、殆どのお話とあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○若林委員 第一の御質問は、門司委員にお答えいたしたとかわりませんから……第二の御質問は、御質問に公選の公選につきましては、御質問になりました趣旨とわれわれはかわりません。あくまでも公選の意味をもちまして、教育委員会の権限を確立して行きたいものだと思つております。なお、先ほど大泉委員にお答えをいたしたときに申しましたように、学校教育にいたしましては、社会教育にいたしましては、画一的な教育にあらざるして、

その市町村に溶け込んだ独自の教育、こういうことでなければ真に日本の民主化ははかれない、こう思ふのであります。そういう意味で、教育委員の公選という意味もいわゆる変化さすこととなく、公選の精神を強めて行きたい、こう考へております。

○八百板委員 この法律で問題になりますのは、申すまでもなく、教育費が事実上ふえるかどうかという問題であらうと思ふのであります。そういう点について、提案者の将来についての熱意は、非常に示されておりますが、具体的に教育費がふえるという確保の法的な根拠は、非常に浅いようでありませう。とりあへず当面問題になりますのは、何といつても具体的に給與費がどういふふうにかゝつておられるかという点だろふと思ふのであります。給與費の点について、実績を下さらないような保障が考えられているかどうか。すなわち定員をどういふふうに見て、欠員をどういふふうに見て、平均額が……ことに今平均額が、地方公務員の場合は一応国家公務員よりも高いといふふうな説が往々にして出ておる場合でありますから、どういふ前提に立つてお考えを立てられておるか、どの線を充足することを頭に入れておられるか、これをひとつ御説明願ひたい。

○内藤説明員 この算定基準で行きますと、小学校は児童数五十人について一・五、中学校は五十人について一・八、そのほか結核教員の分をいたしまして、二・四四の見込まれております。そこでこの定員と給與額、国立学校の例によるところの給與額を乗じますと、大体現在の教員の給與費がまかなえるという確信を持つております。

す。三百七十五円高いという大蔵省の数字が出ましたのは、これは国立学校の例に比べて、大体全国平均いたしまして三百七十五円という数字が出たのであります。これは国庫負担当時、大蔵省と学校の差は四号ないし五号が平均でありましたが、最近では非常に縮まつて来たのであります。これは地方公務員全体の問題でございまして、府県吏員は、大蔵省の調へによる四百六十二円、市町村が五百七十六円高いという結論が一応出ておるのであります。そうしまして、この三百七十五円の操作は、今の実員と定員との開きが約二万人程度ございませうので、それで全国的にカバーできる、かように考へておるのであります。従来の算定基準から前進いたしましたのは、結核の分が、従来の昭和二十四年当時の実績が教員総数の一・三三であつたのを、二十六年度の実績であるところの二・四四に改めてあるのが一つ、それから事務職員の分が従来は法定されてありませんでした、このたびはそれが従来の実績を基礎にいたしまして、国庫負担の対象にいたしましたという点が、やや進歩の跡と思ふのであります。

○八百板委員 実績を下さむることがないことを、われわれは期待するわけでございますが、片方の教育費がふえるという確保がなくて、ただ役所の所管がかわるというふうなかつこうにだけなりますと、少くとも二十七年度ははそういう危険が多いのでございませうが、そうしますと、結局において、いわゆる問題とされております教育行政の地方職員の弊害というものが、一番の問題になるわけでございます。監督官

庁であります文部省が、とかく地方の上に立つて、教育の内容等に対する統制を容易にするような条件をつくり出す危険があるわけでありませう。そういう点について、文部当局はどういふ心構えを持っておられますか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○内藤説明員 この点については、中央集権的にならないように最善の考慮を拂ひたい。実際の問題といたしましては、各地方の義務教育費の算定基準は、全部法律で書きたい、そこに行政官庁の裁量の余地が少くなるように、最善のくふうをいたしたいと考へております。

○竹尾委員長 次に渡部義通君。渡部君にお願いいたしますが、もう一時半に近いですから、例のごとく長講一席をおやめくださいます、どうぞを簡単にお願いします。

○渡部委員 文部省に關する部分は憲法の義務教育に關する事項は、国家の負担において義務教育の無償、機会均等を保障するといふ点にあるものが、現在においてはこれが完全にできないといふことは、両方とも言つておられるので、できないといふことは別にしまして、この法案が出たといふことは、言いかえれば半額国庫負担をすることによつて、教育費の確保を一步前進させようといふ考え方は、現在の平衡交付金のもとでは、教育費が他の予算に食ひ込まれて實際実現できないのだといふ見通しの上に出ているといふことが、今までの文部委員会その他の討論でも、提案者の方には明らかになつてゐることだと思ひます。ところで、その現象としては、給與の地方差があるいは低下がはつきり現われて来るとか、定員が少くなつて来るとか、形では出て来ている。平衡交付金のもとでは教育費の確保ができない、ます、困難に迫り詰めて行つて、現象形態であるといふふうに、文部当局の方では見ているのですが、しかしこの現象形態そのものについて、意見がまったく矛盾している。ここに私は、現在のような条件のもとで、この法案について考へる場合にさへも、解明しておかなければならない問題があると思ふのです。しかし、それは今後地財委の方と文部省の方から数字を明確にして、数字はいろいろな角度からいろいろな形で現われるのですが、事態を明らかにしておいてもらいたい。そういうことを前提にしまして、平衡交付金の内部操作における教育費が増大しているか減少しているかといふことを、はつきりつかむことができないかどうか、その点、第一にお伺ひします。

○奥野説明員 地方団体ごとに教育費が幾らであるかといふことを、一応基準財政需要額の面では測定しているわけでありませう。しかし、平衡交付金は、負担金ではございませう、交付にあつては使道を指定いたしました。あるいは、何に制限をつけたらいいかならない、何にかつてもよろしい金でありません、しかしながら、その交付金を幾らにするかといふことを考へますにあたりましては、財政需要の総額を計算しなければならぬ。財政需要の総額を計算いたしますには行政項目ごとに計算いたします。その計算いたし

ました額を使つてゐる団体と、それまで使つてゐない団体とをとりまゝと、大体従来から財政の悪かつた府県、言いかえれば、東北の県では基準財政需要額まで使つておられません。しかしながら、従来から財政のよかつた団体におきましては、基準財政需要額以上を使つておられます。地方財政平衡交付金制度のもとにおきましては、各地方団体間の均衡化の理想を達成して行こう、こういう考え方を持つておるものですから、従来施設の悪かつた団体につきましても、少くともこの程度までは施設を充実すべきであるという考え方のもとに計算しておられますので、そういう団体は、さしたつてはそこまで使つておられません、漸次をこまで使うようになつて来るだろうと考へておるわけでありまゝ。従いましで、少くとも従来財政の悪かつた団体におきましては、従来よりも施設の内容がよくなつておるといふことは、明らかにいえると思つておられます。もとより財政の悪かつた府県におきましては、学校に一例をとりますれば、先生の資格構成も悪かつたと思つて、先生の資格構成も悪かつたと思つて、ある程度それ以上に補償されて参つておられますので、漸次高める努力が行われつつある、こういうことがいえるだろうと思つておられます。その前提として、先ほど教育費の額がどの程度使われるかといふことについて、必ずしも保障がないという意味の御意見があつたわけでありまゝが、われわれは、どれだけの金を使わなければならないかといふところに問題があるのではないのであつて、どのような施設を維持しなければならないか、どのような資格

を持つた先生を何人置けばよろしいか、あるいは教材をどういう種類のものを幾らそろえればよろしいか、こういう施設を維持されておるならば、少い金でそれだけの施設が維持されるならば、ほむべきことであつて、けなすべきでないという考へを持つておることを御了解願ひたいと思ひます。

○渡部委員 つまり配分された平衡交付金をも含む地方財政全体の中で、教育費がまかなわれるといふことになれば、その場合に、不時のいろいろな問題が起る。たとえば一般の問題として、先ほど文部當局からも説明があつたように、老朽校舎をどうするか、償却金をどうするかといふような形で、教材費その他に用いなければならないものが、結局用いられないで終るような結果になる。その他洪水とか暴風雨とかいふ場合に、早急に地方財政の中から負担しなければならぬ、歴大な予算が要求されるということになる。今度は教育費の必要なものさへ切り詰めてしまつて、その方向に向ければならぬといふこと、その事態が起る場合に、現在出されておるような法案でさえも、一歩進むといふことは考へられないことかどうか、地財委の意見はどうなんですか。

○奥野説明員 お話のような点から考へまして、可及的に財政といふものは総合的に運営しなければならぬ、切り離すような運営の仕方を持つてはならないといふような考へ方を持つておるべきであります。先ほど申し上げましたように、平衡交付金制度のもとにおきまして、行政項目ごとに財政需要を測定いたします。しかしながら、決してこれらの交付にあたりましては、使ひ道を制限しないようにしておるわけでありまゝ。従いまして、ある場合には、学校を建築する、その場合には、教育費といふものは非常に大きくなるだろうと思つておられます。反面に学校の建築の済んだ翌年におきましては、教育費の額といふものは若干少くなる。それだけのものは、ほかの方に充てておるというふうなことになる。教育費がまかなわれ、小さい団体であればあります。総合的な運営を押し広めて行かなければならぬ、こういうふうな考へ方を持つておるのでござい

ます。負担金といふものは、必ずそのために使わなければならないのであります。使途が特定されるものでありますから、それだけに弾力のないものなのでございませう。そういう意味合いにおいて、負担金制度について今申し上げますような点をカバーする、こういうようなことを申し上げておるわけでありまゝ。

なほ一言、くだいようで恐縮でございますが、先ほど内藤課長から、アメリカにおいては、教育費についてだけ平衡交付金制度が行われておるから成功しておるんだといふようなお話がありました。アメリカの制度を誤解されてはなりませんので、一応申し上げたい。御承知のように、アメリカはまだ国をなしましてから歴史が浅いわけでありまゝ。欧州各国その他から植民をされて、人が集団生活をしますために、いろいろな時々の要求に応じまして、道路を建設するために道路組合といふ自治団体をつくらなければならぬ、それから衛生施設を整備するた

めには衛生組合をつくり、学校を設けなければならぬために学校組合をつくるというふうなことで、個々の行政目的ごとに独立の地方自治団体をつくるわけでありまゝ。しかしながら、現にそれらが総合化されつつあるわけでありまして、教育につきましては、現在スクール・ディストリクトといふ特別の自治団体をなしておるのであります。これも総合化の過程にありまして、ニューヨークその他二州におきましては、市町村において教育行政を担当するということに、漸次かわつて来ております。従つて、アメリカにおいてはスクール・ディストリクト——これは教育自治体、その学区に對する平衡交付金制度なのでありますから、特定するものは教育費しかないわけでありまして、当然のことである。そういうことを例にお引きになつては、多少誤解しやういと思ひますので、アメリカの教育制度について一言申し上げた次第であります。

○渡部委員 そういうことを聞いてゐるのではない。ぼくの聞いてゐるのは、教育費を確保しなければならぬといふことを前提とする限りは、一定のわくがあるのは当然のことであつて、その場合に、それが侵蝕されてはならない、他の費目のためにそれが食ひ込まれては行かないといふこと、ことに洪水とか暴風とか膨大な経費を要する場合には、これに食ひ込まれる憂えがあるばかりでなく、現に食ひ込まれてゐる。これを防ぐためには、今暴風等の例をあげましたが、そのような場合には、地方財政が地方において特殊な財政上の困難が起るとすれば、これこそ国家と地方団体とが協議

の上、支出方法を考へるべきであつて、このために食ひ込まれるようなことがあつてはならない。そういうことがあれば、教育財政を確保する意味は全然ないのじやないかといふことをぼくは申し上げてゐる。

○岡野国務大臣 これは私としては議論の盡きておるものでございまして、国会に御提案になるまでは、いろいろ私も反対意見を唱えておりました。むろん、その反対意見をひつちめたわけじやございません。しかし、議案が国会に提出されたら、われわれ政府といひまして、どうすることもできません。でございませうから、皆様方の御意見によつて、この法案の処置をしていただきたい、こう考へております。それから、いろいろ御議論もございませうけれども、私は根本的には、今の平衡交付金制度が根本的にくつたえられてしまふような危険に瀕するといふような法案に對しては、どうも賛成いたしかねる。でございませうから、この次に地方制度調査会といふものをつくりまして、この義務教育費国庫負担ばかりじやございませぬ、各省に同じような問題がたぐさあるののございませうから、それを一括いたしまして、地方税法並びに平衡交付金法、あわせて国税と、この両者との関連といふものを調整して、もう少しすべての国家事務が十分地方団体において遂行されて行くような、もつと完全な、もつといい制度にいたして行きたい、こう考へておられます。この問題も当然地方制度調査会に持ち込んで、研究いたしたいと私は念願しておつたのでございませう。しかし、教育に對する非常な御熱心の余り、この法案が提出されまし

たのでございます。意見といたしましては、私は地方財政委員会の意見を支持しておりますけれども——これは皆様方の御参考に申し上げるわけでございまして、国会を私が動かそうとか、国会に對して反響をしようというようなことは、一向考えておりません。

○渡部委員 地方財政委員会の意見を支持しているところ、問題があるわけでありまして。あなたに質問しなければならぬ問題があるわけでございます。つまり現在こういう法案が出たということ、これについて私たちが必ずしも賛成でなく、こんな不完全なものについては、もちろんわれわれは反対しなければならぬと思つていますけれども、しかしながら、この法案が出たという自体は、文部省の報告によれば、平衡交付金によつては教員の給与も地方差が大きくなり、低下もしている定員も少なくなつていくという現情、またそういう傾向を防ぐことができない。そのために、教育費を確保するために、国庫負担にすることが必要であるし、そのことが憲法の精神でもあるのだということから出されておる。従つて、平衡交付金の状態が今日のような状態であるならば、これは教育費を確保することもできない、教育の崩壊を防ぐこともできない、ということになると思ひます。従つて、もしこの平衡交付金の制度のもとに教育の基礎を築いて、発展を飛躍的に高めて行くということであるならば、よしんばそれでなくて、現状を維持することでも必要であるといふことならば、平衡交付金をもつとふやさないければならぬのだが、どうも平衡交付金がふえる情勢はない。現にまた

平衡交付金が、地方の要求により、それから国会における参議院の支持のもとに平衡交付金の一定の額が上げられても、それが現在の軍事的な国家予算のために、実現が不可能であるといふような状態のもとでは、まず／＼この教育費の確保というところは困難になるわけでありまして。もし、あなたの意見が前提的にとられるならば、あなたの意見が強調されるとすれば、平衡交付金が今後ふえるのであり、また教育費の確保に要するだけふやすことが出来るのだ、確保も含めてふやすことが出来るのだという確信があなたになければならぬ。こういう確信があなたにならなければならぬ。今後もし／＼な障害が起きて来る。いろいろ／＼な障害が起きて、地方財政平衡交付金というものを、地方の要求に應じ、国会の要求さえもあつたような場合には、断固としてそれを貫き得るような條件があるのかどうか。このことなしには、教育費の問題は考えられない。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。地方財政は、御承知の通り七千五億圓が二十七年度の予算でございます。それでそのうち二千九百二十四億圓と申すものが、大体これが主幹をなしているところの財政収入でございます。これは税でございます。それから国庫のほかに補助金が千五百億圓ほどございまして。そして平衡交付金は千二百五十億でございます。そこで平衡交付金を増せば教育費がうんとよくなるかどうかというところは、これは少し見当違いだと思ひます。でございますから、私も申し上げましては、先ほども申し上げましたように、地方が自分で持つていくところの行政を完全

にし送けるだけの財源を、国家に依存する平衡交付金によらずに、税収によつてまかなわねばならないことが、最も理想的であらうと思ひます。しかしながら、御承知の通り、日本の国情といひましては、大阪とか東京とかいふような大都市ばかりではございませぬ、地方に参りますと、非常に貧弱な町村もございまして。そういう方面に對して、やはりつり合ひの税収を地方の行政をやつて行けるような税収を與えるために、平衡交付金というものは残しておかなければならぬ。そこで考えております。そこで私考えます

のに、税収をまず確保するということが一番大事なことだと思ひます。先ほども地方財政委員会の奥野議長から申し上げました通り、有力な団体は、平衡交付金で算出した需要以上に、やはり教育費に對しても、またほかの行政に對しても、支出しておるわけでございまして。ところが、貧弱町村におきましては、この程度のいわゆる水準と申しますか、全般的に必要な費用をちゃんと算出して出しておりますけれども、それがほかの方面に食われて、あるいは今までの水準は維持しておりますけれども、国家全体としての水準まで進んで行けぬというような地方団体がございまして。でございますから、私の考えておりますことは、そういう方面にも少し少く税収をたくさん差上げまして——平衡交付金は、ほんとうを言へば、これだけ差上げておるけれども、貧弱団体では、ほかの方面の金が足りないから、この地方の教育費をこのくらいに減して行く、こういうことにして償つておるところもあると思ひます。ところが、あにはからんや、こ

の減したというの、今でもあるものを減したのではなくて、今までの水準を保つて行けたい、国家全体として、一応あるべき筋合いのものを、それを今まではこのくらいの水準であるから、まあそれでやつて行け、ほかの足りぬ方にまわして行け、こういうことでやつておるのであると私は想像しております。それはどこにあるかというところ、地方財政というものが、そういう地方において非常にきつ／＼つたおるといふことが原因でございまして。でございますから、このきつ／＼つたおるといふところの税収、すなわち地方の自治を確立します上においては、国家に依存した財政を立てるということ

は、これは本来の趣旨ではございませぬ。できるだけ地方において税収をあげて、その税収でどうしても足りないという場合に、国家から平衡交付金を出すべき筋合いのものであつて、平衡交付金というものは、これは財政収入の主体をなすものではない。そうして、地方の行政は、主として自分自身があげたところの税収によつてまかなつて行く、こういう方向に進んで行きたい、こう考えておる次第でございまして。そういうわけでございまして、今にわかにこの負担金制度というものを検討するといふことは私はまだ早過ぎるのじやないか、こう考えて、実は反対を申し上げておつたわけでござい

に進んでおるわけですが。今日国民がこれほどの税収を受けて、これほどの窮乏状態にあつて、税収をふやすとか、税収をもつと確立して行くとかいふような條件にはないわけなんです、その條件にないからこそ、平衡交付金に對する地方の要求というものが非常に強くなり、あなたたちもそれに少しは骨を折つたわけなんです。従つて平衡交付金というものは、今日そういう意味で重要な意味を持つてゐる。その場合に、平衡交付金が今日のような状態である、これは教育費を確保することができないばかりでなくて、教育の崩壊状態を求めている。これをどうするかといふことが問題になつてゐるわけなんです。ここまではやはり依然として国家が教育費を補償するという形が出て来なければ、現状のもとにおいて、これはいつのことか世の中がかわつてしまつて、時代が変革した後でなければならぬ。だから、今日の問題として答へられる場合には、やはり平衡交付金を確保できるか、増大できるかといふことが、問題になつて来るのであつて、この場合におけるあなたの見通しや確信を、私は聞いておるわけ

でございます。○岡野国務大臣 一応先に申し上げておきますが、税収によつてやるということ、それがすぐ税収とあるいは増税とかいふように、もし誤解されることとありますが、これはひとつ弁明しておきますが、私の税収と申しますことは、地方税を増収するということであつて、その地方税の増収ということが、もう一つ国税というものがありますが、国税とつり合ひをとつて、

切でございますので一〇〇％に近いものを基準財政需要額として測定をするというふうな方法をとつておるわけでございます。

もう一つお考えいただきたいのは、個々の行政につきまして、地方住民がどの程度の関心を示すものであるかというところでございまして、義務教育につきましては、地方住民はこぞつてこれらの点に関心を示しておるであらうというふうな考え方を持っておるわけでございますから、施設の内容が肯定されるならば、それに向つて十分努力をされて行くものであらうというふうな考え方を持っておるわけでありま

す。

なお地方財政委員会がかつてなことをするといふ意味の御心配もおありのやうであります。これらの基準財政需要額の測定は、大体法律で定めることになつております。従つて、閣議も経、国会の審議も経ますので、もしここに不公平がございましたらば、十分その間において是正されるはずであらうというふうな考え方を持っております。

○小林(進)委員 地方において教育予算が特に優遇されているというお話はわかりましたが、問題はそこじやないのではありません。どうも的確な例がありませんので、これはその的確な例証にはなりません。たとえて言う、土木費でも、重要な業務はこれを地方に委譲しないで、国費として、国家でその費用を持つておやりになつてゐる。こういうものの考え方からいつても、教育という国民全般にわたる、しかも国家の基本的性格を形づくるような費用は、地方財政において優遇するとか、あるいは優遇しないとかい

問題じやなくて、こういう国家の基本的な問題は、あくまでも国自体が責任を持つてやるべき性格のものじやないか。この意味において、地方に委譲するにやめる土木費や小さな衛生費等とは、おのずから別個に考えて行くべきものではなからうか。これに対する考え方を、私はお伺いいたしておるのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は今回出ておりますところの負担法に對しては、反対を唱えておりませんけれども、しかし全額国庫負担によつて義務教育を確保する、こういう趣意には賛成でございます。もし、ほんとうに義務教育といふものが国家的事務であつて、同時に教育といふものが、日本が文化国家として成り立つに一番大事なことであるといふことに徹底されるならば、私は全額国庫負担にされて、これを遂行されるのが最もいい、これはあなたと御同感でございます。

○小林(進)委員 これはわれ／＼野党と與党の問題でありまして、私も全額国庫負担が一番正しいと思つておりますので、この点は、岡野國務相もまつたく私の意見に御賛成を得たものと承知いたしました。次に移りたいと思つております。

ともかく私どもは、教育はあくまでも機会均等でなければいけないといふことを非常に重要視いたしておるのであります。ところが先ほどの奥野政府委員の御説明によりまして、せつかくわくをはめた教育の基準額も、地方に流れますと、その額通り使われていない府県市町村もあるというやうな御説明であつたのであります。ところが、

その使われていないところはどこかという、やはり東北あたりの地方にその傾向があるというやうな御説明であつた。これは間違ひであつたら御訂正願ひたいと思ひますが、私はそのやうに聞いたのであります。そうすると、従来の教育の振興状態からながめても、まず教育設備の一番悪い、あるいは教員給与の一番低下しているのがこの東北じやないかと思ふ。その方面の地方に對して、平衡交付金が公平に均等化するために、あるいは御配賦になつたがどうかかわからぬけれども、その点私は相當疑問があるのじやないかと思ふ。そのわずかな、というのも語弊があるが、そのわずかな教育基準額も、東北あたりの教育設備の悪いところに行つて、それがまた百パーセントに使われていない、よその費用に流用されているといふことになるのは、いわゆるこゝで言われているやうな府県別の教育の不均衡が、さらに露骨に現われて来た、こゝ私どもは解釈しなければならぬと思ふのであります。重大問題だと思ひます。文部省あたりからも、私どもはしばしば説明を伺つておりますけれども、この平衡交付金制度で、府県別の差がだん／＼はげしくなつておるといふことを、私どもは何回となく聞いた。これを是正すること、この義務教育費国庫負担法の一つの大きなねらいであります。それが地財委の方の御説明によつても明らかに証明されますならば、なおさうもつて今までの制度を改革をして、国家全般で責任を持つという形に改めて行かなければならぬと思ふのであります。この点に對する岡野國務相の御意見を伺ひたいのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。そこで小林さんの御説に、やはりもどつて来るのであります。もしこれを全額国庫負担にしまして、そうしてつづいて中央でこれを統制しますならば、低いところへやりました金は、それが十分確保されまして、當然十分な教育施設ができるはずであります。ところが、もしこの案で行きますと、半額でございます。そうすると、半額だけやつて、あとの半額は地方公共団体がやはり負担しなければならぬ。やはり元と同じことで、かわりはないのでございます。でございますから、ほんとうにお説のように、また私と意見が同じになつたやうに、義務教育を財政的な立場から確保して行くならば、全額国庫負担にして、ひもをつけて、中央でめんどろを見てくださるが、一番大事だと思ひます。しかしながら、半額おやりになれば、今まで百やつたものを七十しか使わぬところへ、今度の法案で五十やります。あとの五十はやはり地方で負担しなければならぬ。そうすると、五十はもつたけれども、あとの五十は平衡交付金で見えておりますので、元と同じやうになりまして、何らの改善にならないのでございます。この点はよく御了承願ひたいと思ひます。でございますから、やはりあなたのお説のように、全額国庫負担にして、ひもつきにしてやめる。もう一つは、私はこゝういふこともできると思ひます。平衡交付金の改正案は、今参議院で審議中でございます。あれに改正案をいたしまして、こゝういふ場合に處する道といたしまして、もし国家が地方に與えた事務をせ

ひやつていただきたい、こゝういふことがありますならば、義務教育の例をとりますれば、地方において小學生が何人おれば、教室は何坪のものを幾ら備えつければならぬ、それに対しては教員は何人置かなければならぬ、こゝういふことを文部省で法律でやつて行かざれば、その通りになつてやつて行く。それによつてわれ／＼は平衡交付金並びに税収入を算出したしまして割當てて行きます。もしそれがその法律できめられた通りの施設ができないならば、それこそ中央において、財政的措置によりまして、これを強行し得るやうな平衡交付金法の改正案が、衆議院は通つて、参議院へまわつておりますから、法律でさういふ規定をなさるならば、ただいまの平衡交付金は完全に遂行されて行く、こゝういふ次第であります。

○小林(進)委員 今までの大臣の御説明によりまして、問はず語らずで、この意見書の中の、地方平衡交付金の弾力性を有するといふ問題は、これは一つ理論でなく、いづれにしても、これも相當幅のきつものになるということだけは、同じだろつと思ふのであります。しかば、今の教育費をいかに確保するかの問題でありまして、これは今もおつしやるやうに、半額ならば、お前の言うやうなわけでこの教育費が維持されないじやないかとおつしやるのであります。この半額は、あくまでも標準でありまして、何も各府県、市町村をみな半額ずつやるというのではございません。これは私は私ども説明したやうに、やはりその必要度に基いて、総額において半額をもちうけれども、個別にはそれ／＼実情に基いて、

法律の計算の上において配賦するといふのでありますから、これは結局同じことだらうと思ひます。そうすると、問題は、これから将来、いかにしてこの教育費を完全に確保するかという問題なのであります。その問題に至りますと、むしろ平衡交付金という制度の中において、地方行政の中の必要度を並立の形で置くよりも、やはり別個にこれは独立をして、国家が責任をおつて教育費だけは特に確保するような努力をする形をここにつくつた方がよろしい。今おつしやるのは、半額ということに非常に重点を置かれますが、私どもも、半額はまづこうから反対であります。願ひくば金額国庫負担の方向にいかにして努力するかというその努力目標は、やはりこうした別個の法律をつくつて、国家全般がこれに興味を持つて、そうして推し進めて行つた方が効果があるという問題なのであります。その意味においては、私はあなただけに置くよりは、別個にこれをやつて、国家がいま少し責任を持つて目的の彼岸に突入した方が、可能性が大きいという主張なのであります。これに對する御見解を伺ひたい。

○岡野國務大臣 それは全般的の財政を担当いたしておりますものと、地方の自治の確立というところに猛進しておりますものと、立場の相違でございます。ですから、お話しのごとともつとあります。中央集権をお認めになり、同時に中央でいろいろ金を出して、そうしてある国家事務を統制して行く、こういうことになれば、これはしごく持つて立つてあります。けれども、ただいまの立場といたしましては、私は地方の自治を確立して行きたい。地方の自治

を確立させるためには、財政的の自治を確立させて行きたい。たとえば、この地方にはこれだけの財政需要がある、それに対しては税収が幾ら、平衡交付金が幾ら、こういうことにしてそれを割当てる。しかし、勘定が合つたならば、地方は自主的に自分自身の行政をやつて行く、こういうことを私は尊重したいと思ひます。ただ、立場の相違でございますから、議論にならないと思ひます。

○小林(進)委員 教育の機会均等ということ、おつしやるように、中央集権あるいは教育の統一性というものは、防止しなければならぬということ、おそろくこの法案の提出で中央集権を強化するという言葉が、一番強く響いて来るのではないかと思ふのであります。しかし、この財政的の処置を国家が持つことのみによつて、どうして一体中央集権になるのか、これが私にはまだのめ込みません。どうも言葉としては強いのではあります、内容を私どもが分析するときに、どうして一体これが中央集権になるのかということをおわざるを得ないのであります。あわせてこの意見書の中にも、中央政府の官僚の権限を強化せよとあるというやうな言葉が強く出てくるのであります。どうして一体官僚の権限を強化するののか。法律に基いて明瞭な形では配賦せられる、それだけの話でありまして、あとは一切地方の特徵を生かして、教育委員会なり地方の知事の意向で教育を推進してもらつて、そこには何ら官僚の干渉はないのでありますから、その言葉に盛られる内容の懸念はないのではないかと私は思ふ。あわせて、もし官僚の権限の強大ということ

をおつしやるならば、岡野國務相に失礼でありますけれども、今の地方自治のあり方が、はたして中央集権の官僚の権限を強化してないかどうか。地方へ参りますと、平衡交付金なんかで、文部省が圧迫を——私は決して文部省の肩を持つてはありません。私は文部委員会では、大いに文部省の攻撃をやるのでありますから、これはお含み願ひたいのであります。教育費にわくがついたということ、中央集権が強化されたというやうな非難はありますが、この平衡交付金については、まさに知事会の頭痛の種でございます。いかに政治的折衝を続け、暗金の増額を望むかということ、もう地方自治あげての苦難の道であります。先ほどお話しがありましたやうに、地方自治庁に一月もすわり込んだといふやうな方もある。私も地方へ参ると、あの市長は政治力旺盛だから、本来二百万円程度の平衡交付金を九百万円に増額して来た、あれは実に手腕家である。あの市長はどうも力がないから、平衡交付金も何にももらえない。今年は運動をまづくやつたものだから、去年六百万円もつた平衡交付金が、わずか八十万円に減らされたといふやうに、地方へ行けば侃々諤々の非難の言葉があらまして、まさに官僚の威力を一番露骨にあらわしているのが、私は地方自治委員会にあらざるやの感を深ういたしているものであります。こういう点とあわせて、できれば——話が非常に附随的な話になりますが、一体地方財政委員会では一千二百五十億円——これは一般と特別平衡交付金にわかれていまして、けれども

も、その算定基準を、一体今まで公に発表せられたことがありませんか。どうも各自自治体が納得するように、一般国民が納得し得るやうに公表せられたことがあつたか。なければ、将来公表せられる意思があるかないか。この点をひとつ私はお尋ねしておきたいと思ふのであります。あわせて、文部省がその予算を持つてことによつて、一体中央集権が強化されるのか。彼我思ひ合せて、この点ひとつ岡野國務相の御答弁を承つておきたいと思ふのであります。

○岡野國務大臣 地方財政委員会が中央集権をやつていふやうな言ひは聞かれますが、しかし、地方財政委員会は、御承知の通り、やはり国会で承認を得て、そして政府から独立の立場に立つ委員会でございます。私の中央集権と申しますことは、内閣すなわち各省の中央の役人が、地方に對して少しでも影響力を及ぼすやうに地方行政をやらせるといふことがよくない。しかし財政委員会というものは、これは私が國務大臣でありながら、財政委員会に齒が立たないのです。何ら私の言ふことも聞いてくれなければ、独自の立場から、ただ平衡交付金をとるときだけ、私が閣内において代弁してつていふという事情でございます。でございますから、財政委員会がやることに對して、いい悪いは別問題といたしまして、これは中央政府のやつていふことでなくて、むしろニュートラルな立場を持つておりますところの地方財政委員会がやつていふ。これがやつていふことは、私は批評いたしません。また批評をする立場でもございませぬ。それがやるならば、私は中央集

権じやないと思ひます。けれども、各省の中央政府の役人が金を地方にやるという一つの筋道をつけて、そしてそれによつて——これこそやはり陳情も来ましようし、陳情によつて中央政府の役人が動かされて不公平なことをするといふことは、ちよつとおもしろくないと思ひますから、その意味におきまして、少し観点が違つていふやうに感じます。これは御了承願ひのことと思ひます。

○竹尾委員長 最後に松本七郎君。意見をおつておきたいと思ひます。地方財政委員会が、その設置法の十三條に基いて、内閣を経由して国会に意見書を出したわけですね。それは法案についての個々の問題点について、意見を述べられることは當然なこと、形式も整つていふわけですね。そうしてまた、個々の問題点についての意見を総合して、結論としてこういう法案には反対だと言ふ、これもまあ意見といへば意見といふことになるのですが、しかし、いやくも國庫の最高機関であり、唯一の立法機関である国会に出す意見書としては、その内容において、私はやはり常識的な限度があると思ふ。ここに書いてあるやうに「以下これが理由の詳細を述べ、本法案の成立しないことを強く要請する」といふ書き方をして意見書を提出すること、私は行き過ぎだと思ふのであります。こういう点について、大臣はどのような見解を持たれるのか、そこが第一点です。

それから第二には、先ほど大臣は、自分も反対意見は持つておつた、現在でも持つていふ。しかし、国会に法案

が提出された以上は、皆さんの意見におまかせするというような御答弁があつたのです。その御答弁によりますと、まあこれからは、成立しないような運動はしないというようにもとれたのですが、どちらかというと傍観しているというふうな意見がとれたのです。傍観されるおつもりなのか、それとも現在難航している今日、何らか調整がとれるように積極的な御努力をされるおつもりがあるのか、その点を明らかにしていただきたい。

それから第三には、先ほど全額国庫負担のお話が出て、相当これに賛成のような御意見だつたのですが、これの実現について、今後国務大臣として御努力される気がありなのかどうか、この三点を伺いたい。

○岡野国務大臣 意見書の内容につきまして、これは行き過ぎじやないかという御意見でございますが、先ほどちよつと申し上げましたように、財政委員会が財政委員会独自の立場を持つておりまして、政府とは離れて存在をしております。そして国務大臣は、これに對して干渉もできないけれども、また制肘もできない、こういう立場にございます。でございますから、財政委員会の行き過ぎというに對しては、私は御答弁申し上げることができません。

次に、国務大臣として傍観しているかどうかというお話でございますが、これは先般もいろいろ話がありますが、何とかあれを成立させたいというやないかという御意見がございまして、成立できればしごくけっこうです。私は案が出るまでには、相当な意見も言いましたけれども、しかし国

会に審議が移つた以上は、これに對して、先ほどおつしやつたように、制肘する考えは一向持つておりません。でございますから、あなた方で、十分国家の最高機関として御審議願つておきめください。しかしながら、私にもつといふ方でもありはせぬかという意見を徹せられるならば、私はいつでも、それに対して相談に應ずるだけの態勢を持つております。でありますから、国会に對する態度といたしましては、何ら干渉がましいことはいたしません。しかしながら、国会が御審議の上において、これを何とか相談になることとはないだろうかという御質問がありますれば、忌憚なく私は申し上げる次第であります。

それから第三番目は、全額国庫負担でございますが、私は全額国庫負担が一番すつきりしていると思ひます。しかしながら、これにはやはり地方自治の確立という点から、相当検討しなければならぬことがあります。でございますから、そういうこともあわせて、この次にできますところの制度調査会をよく検討したい、こう考えております。

○竹尾委員長 上原政府委員、松本君の御意見に對して何か御答弁ありませんか。

○上原(六)政府委員 先ほどの御意見のうちに、財政委員会が平衡交付金の算定基準あるいはその他のことについて、公表しているかどうかというお尋ねでございましたが、平衡交付金の算定基準その他すべて重要なことは、規則をもつて公表し、あるいはその結果につきましても、全部これを詳細に公表しております。

それから、お手元に提出いたしました意見書の字句について御意見がありました。が、財政委員会としては、この法案の内容を検討いたしました結果、ああいうような理由によりまして、この法案が成立することは、地方自治の上から好ましくないと考えましたので、ああいう意見書を提出した次第でございます。

○竹尾委員長 本日はこれにて散会いたします。
午後二時十九分散会

昭和二十七年六月四日印刷

昭和二十七年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所